

平成 26 年 3 月 10 日 開会

平成 25 年度 第 14 回紫波町教育委員会臨時会会議録

紫波町教育委員会

平成 25 年度 第 14 回紫波町教育委員会臨時会会議録

1	日 時	平成 25 年 3 月 10 日 午後 6 時 00 分から午後 6 時 31 分			
1	場 所	紫波町中央公民館			
1	出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸	君	
		職務代理	佐 藤 秀 道	君	
		委 員	松 川 久 美	君	
		委 員	森 田 英 仁	君	
		教 育 長	佐 美 淳	君	
1	説 明 員	教育部長	小田中 健	君	
		学務課長	森 川 一 成	君	
		学校給食センター所長	新井田 友 子	君	
		学習推進室長	谷 地 和 也	君	
		学務室長	中 田 秀 男	君	

付議事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号

紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について

議事の概要

(開会 午後 6 時 00 分)

- 高橋委員長
これより会議を開きます。
本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配布されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成 25 年度第 14 回紫波町教育委員会臨時会を開会いたします。
- 高橋委員長
日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第 2 議案第 1 号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長

議案第1号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」であります。

町長部局からの協議であります。

この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に当該議案を追加提出するにあたり、教育委員会の職員定数の改定に関わりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会に対し意見を求められましたので、審議をお願いするものです。内容につきましては、学務課長が説明いたします。

○ 森川学務課長

定数の変更ですが教育委員会に関係する部分について説明いたします。教育委員会事務局が14名から20名に、教育機関の職員40人が30人になります。

教育委員会事務局につきましては、国体推進部門の職員体制の整備等により6人の増となります。教育機関の職員の削減につきましては、給食センター調理員、公民館職員、総合体育館職員がおりましたが、それが削減されましたので、10人の減となっております。その他、町長部局につきましては228人が214人に、水道事業所は無くなるということで12人削減することになっております。他の行政委員会を含め合計しますと305人から275人に変更になるものです。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑の有無を催促)

○ 松川委員

行政嘱託員は、どのように配置されているのでしょうか。

○ 小田中教育部長

行政嘱託員は非常勤でありますので、正職員ではありません。定数にはカウントされません。遡れば、紫波町役場が行政改革に取り組んだ時に、中央公民館、地区公民館、給食センター調理員を正職員で対応していたものを、役場職員以外でもできるものは民間にお願いするというで始まったものです。以前は臨時職員だけでしたが、職員と同じようにある一定の権限を持たせた人になります。

部署の事業量をみまして、増える場合もあれば減る場合もあります。

○ 高橋委員長

その他、何かありませんか。

○ 佐藤委員

学校の用務員は、児童数や仕事量の関係で兼任になるということはないのですか。

○ 森川学務課長

兼任するということはありませんが、仕事量に差がありますので、仕事量の多いところに集まって共同作業をしております。除草剤や殺虫剤の散布、草刈など大きな作業の時です。

○ 佐美教育長

学校事務職員は県職員です。県内では今のところ兼務発令はありません。規模が小さくなると、事務職員を配置しないという学校が県内に幾つかあります。校

長と職員しかいない。養護教諭も小さくなると発令されない可能性があります。その時には隣の学校と兼務発令になります。事務職員は、小さい学校には正職員を配置しないで臨時職員を配置しています。東部地区では、紫波二中、長岡小学校は正職員ですが、その他の学校は小さいので臨時職員が県から配置されています。県が事務職員を配置しないと、町が臨時職員を配置する根拠がないので、校長か副校長が事務職員の仕事をしなければならなくなります。

○ 高橋委員長

その他、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第1号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なしの」声あり。)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案に同意することに決定いたしました。

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

(事務局からの事務連絡等)

- ・中学生国際交流派遣団の帰国(3/1)について(侘美教育長)
- ・小学校でのノロウイルスの発生について(侘美教育長)
- ・卒業式の出席依頼について(侘美教育長)
- ・入学式の日程のお知らせ(中田学務室長)
- ・神奈川県海老名市教育委員会の活動報告について(中田学務室長)

○ 高橋委員長

その他、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成25年度第14回紫波町教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後6時31分)